

認定子ども園への移行特例に係る県が定める上乗せ数について

1 基本的な考え方

- 現行の幼稚園・保育所が認定子ども園への移行を希望する場合は、適格性、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定する。
- 認定子ども園への移行特例に係る「都道府県で定める数」を設定区域ごとに定め、その上乗せ数については、次の考え方によることとしたい。

(1) 幼稚園から認定子ども園へ移行する場合

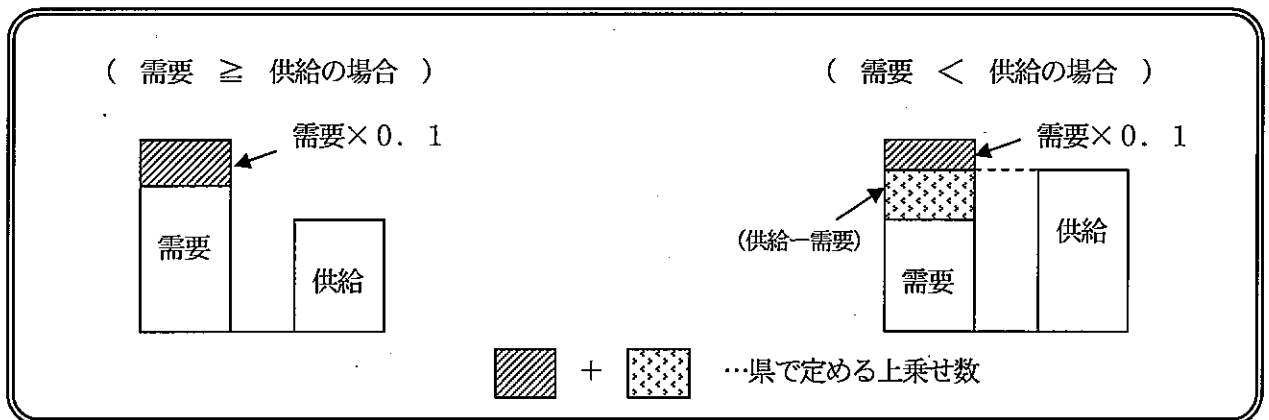
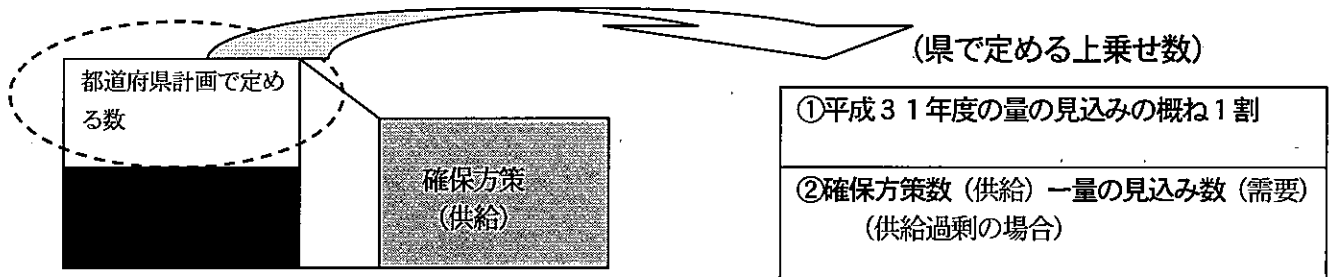
(2号及び3号認定子どもの量の見込みに上乗せする数)

- ①計画の最終年度である平成31年度における量の見込み数(需要)の概ね1割。
- ②31年度において、確保方策数(供給)が量の見込み(需要)が上回っている場合は、その上回っている数を加える。

(2) 保育所から認定子ども園へ移行する場合

(1号認定子どもの量の見込みに上乗せする数)

- ①計画の最終年度である平成31年度における量の見込み数(需要)の概ね1割。
- ②31年度において、確保方策数(供給)が量の見込み(需要)が上回っている場合は、その上回っている数を加える。



(参考) 意向調査における認定子ども園への移行希望施設の利用定員

			幼稚園から認定子ども園	保育所から認定子ども園
利用定員の設定希望数	(a)	※1	2, 174人	914人
31年度における量の見込み	(b)	※2	57, 552人	23, 923人
割合	(a)/(b) × 100 (%)		3. 8%	3. 8%

※1 平成26年6～8月に実施した幼稚園、保育所に対する意向調査において、認定子ども園への移行の意向を示した施設が、希望している利用定員(幼稚園については、新たに設定したい2号定員及び3号定員の数。保育所については新たに設定したい1号定員の数)の合計。(政令市、中核市を除く)

※2 市町村(政令市、中核市を除く)計画において定める平成31年度における量の見込み数(予定)。

